



KPMG Newsletter

KPMG Insight

会計・開示／税務 Digest

会計・開示情報（2024.11・12 - 2025.1）



Vol. **71**

March 2025

会計・開示情報 (2024.11・12-2025.1)

有限責任 あずさ監査法人

会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

会計・開示ダイジェスト
最新号はこちらからご覧
いただけます。



<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2021/01/accounting-digest.html>

2024年11月号

企業会計基準委員会 (ASBJ)、 日本公認会計士協会 (JICPA) 及びサステナビリティ基準委員会 (SSBJ)

【公開草案】

1 ASBJ:2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正(案)及び修正の公表

ASBJは、2024年11月21日に2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正(案)を公表しました。本公開草案には、以下の会計基準等の改正案が含まれています。

会計基準等	適用時期の提案概要
包括利益の表示に関する提案 ・企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」 ・企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」	公表日以後最初に開始する年度の期首から適用する。 ただし、公表日以後最初に終了する年度の年度末から適用できる。

特別法人事業税の取扱いに関する提案 ・企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」 ・企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」	—
種類株式の取扱いに関する提案 ・実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」	(適用日以後取得する種類株式) 公表日以後最初に開始する年度の期首以後取得する種類株式について適用する。ただし、公表日以後最初に終了する年度の期首以後取得する種類株式について適用することができる。
—	(適用日より前に取得した種類株式) 適用日より前に取得した種類株式については、以下のいずれかを選択する。 ・従前の取扱いを継続する。 ・改正後の実務対応報告第10号を適用する。 なお、いずれの方法を選択した場合も、適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わない。

本改正(案)に対するコメントの募集は2025年1月20日に締め切られています。

また、ASBJは、2024年11月1日に2024年年次改善プロジェクトによ

る企業会計基準等の修正（会計処理及び開示に関する定めの内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するもの）を公表しており、公表と同時に適用されています。修正の対象となる会計基準等については、下記リンク先のあずさ監査法人解説資料をご参照ください。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説（2024年12月5日）

2 SSBJ: 公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」の公表

SSBJは、2024年11月29日に公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」を公表しました。

本公開草案は、指標の報告のための算定期間に関する論点について、2024年3月に公表した公開草案の内容を修正することを再提案するものです。

本公開草案の概要は以下のとおりです。

- サステナビリティ関連財務開示の報告期間と、指標の報告のための算定期間が一致しない場合、当該指標については合理的な方法により期間調整を行い、サステナビリティ関連財務開示の報告期間に合わせることを明確化しています。
- 温室効果ガス(GHG)排出量を「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」により測定することを選択する場合でも、報告期間と、GHG排出量の算定期間が一致しないときは、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間に係るGHG排出量を算定することとする。
- 「期間調整のための合理的な方法」については、SSBJ基準においては具体的に定めず、解説記事で情報提供する。なお、本公開草案と併せて、SSBJ事務局より解説記事のドラフト「【参考資料】期間調整を行う場合の合理的な方法の例(案)」¹⁾が公表されている。

2024年3月に公表した公開草案および本公開草案を踏まえた確定基準は、2025年3月末までに公表することを予定しています。

本公開草案に対するコメントの募集は2025年1月10日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説（2024年12月6日）

東京証券取引所

【意見募集】

1 企業内容等の開示に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正に伴う上場制度の見直しについて（パブリックコメントの開始）

東京証券取引所は、2024年11月20日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正に伴う上場制度の見直しについて」を公表しました。

本文書は、2023年12月に公布された「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」において、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債に関して、新たに臨時報告書の提出が求められることとなったこと、及び2024年9月に公布された「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」において、株式報酬としての株式発行等に係る決定がインサイダー取引規制上の「重要事実」から除外される基準が見直されたことを踏まえ、適時開示事由の追加を行うなど所要の上場制度の整備を行うことを提案するものです。

本文書で示された提案内容は、原則として、2025年4月1日から適用することが提案されています。

本パブリックコメントに対する意見募集は2024年12月20日に締め切られています。

金融庁

【改正案】

1 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）の公表について（政策保有株式の開示関係）

金融庁は、2024年11月26日に政策保有株式の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表しました。

本改正案では、当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式（当事業年度末において保有しているものに限る。）について開示すべき項目が定められるとともに、従前のパブリックコメントの回答内容等を踏まえ、「純投資目的」の考え方が企業内容等開示ガイドラインに明示されています。

改正後の規定は公布の日から施行予定とされているほか、改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の規定は、2025年3月31日

2024年11月号

以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用予定と
なっています。

コメントの募集は2024年12月26日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説 (2024年11月29日)

【Information】

1 「記述情報の開示の好事例集2024 (第1弾)」の公表 (サステナ
ビリティに関する考え方及び取組の開示①)

2023年1月に改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」にお
いて、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取
組の記載欄が新設されました。金融庁では本改正を踏まえ、どのよ
うな開示が投資判断にとって有益と考えられるのかについて、昨年に
引き続き、投資家・アナリスト・有識者及び企業を構成員とする勉強
会を開催し、検討を行っています。

2024年11月に公表された事例集では、サステナビリティに関する考え
方及び取組の開示のうち、全般的な要求事項及び個別テーマに関し
て議論された内容を踏まえて、具体的な事例とともに「投資家・アナ
リスト・有識者が期待する主な開示のポイント」及び「好事例として取
り上げた企業の主な取組み」を掲載しています。

国際会計基準審議会 (IASB)、
IFRS解釈指針委員会 (委員会)
及び国際サステナビリティ基準
審議会 (ISSB)

【公開草案】

1 「引当金一的を絞った改善 (IAS第37号の改訂)」

IASBは、2024年11月にIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」
に的を絞った改善に関する公開草案を公表しています。本公開草案
は、IAS第37号に関する要求事項のうち、以下の3つについて、的を
絞った改善を提案するものです。

(a)負債の定義及び引当金の認識要件の1つである「現在の義務」に
関する要求事項を、2018年に改訂された「財務報告に関する概念
フレームワーク」と整合させる

(b)引当金の測定に関する以下の2つの点について修正を行う

- (i) 現在の義務を決済するために必要な将来の支出の見積りに含
めるべきコストの範囲の明確化
- (ii) 将来の支出を現在価値に割り引くための割引率の明確化

IASBは、上記の「現在の義務」の要件に関する改訂提案を反映する
ため、IAS第37号に関する適用ガイダンス (以下、「本適用ガイダンス」
という)の改訂も提案しています。これに伴い、IFRIC解釈指針第21号
「賦課金」を廃止し、IAS第37号の新たな要求事項と本適用ガイダ
ンスに置き換えることを提案しています。これにより、IFRIC第21号に規
定されている一部の引当金 (閾値を基準とする義務等)の認識時期
が変更される (早まる)可能性があります。

本公開草案では適用時期が示されておらず、本公開草案に基づいて
IAS第37号の改訂がされた場合、その適用時期は本公開草案に寄せ
られたコメントを踏まえて決定されます。

本公開草案に対するコメントの募集期限は、2025年3月12日です。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説 (2024年11月27日)

【Information】

1 サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある
情報の開示に関する教育文書の公開

ISSBは、2024年11月19日に「サステナビリティ関連のリスク及び機
会、並びに重要性がある情報の開示」に関する教育文書を公表しま
した。

本教育文書では、IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示
に関する全般的な要求事項」を適用する上での基本的な検討事項であ
る、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナ
ビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を識別・開
示するための包括的なガイダンスが示されています。

本教育文書は以下3つの章で構成され、設例を交えた解説が示され
ているほか、財務諸表とのつながり (Connectivity) に関する考慮事
項や、欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)やGRIスタンダード等、
他の基準との相互運用可能性 (Interoperability) に関する考慮事項が
示されています。

- 第1章 重要性がある情報の定義と、そのISSB基準における適用
- 第2章 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステ
ナビリティ関連のリスク及び機会と、そのISSB基準における
適用
- 第3章 重要性がある情報の識別と開示

KPMG関連資料:

Assessing materiality (英語)

欧州委員会 (EC)

【FAQの公表】

1 「CSRDに関するFAQ (Commission Notice)」

欧州委員会は、2024年11月13日に「CSRDに関するFAQ (Commission Notice)」をEUの官報に掲載しました。本FAQは、EUにおける「企業サステナビリティ報告指令 (CSRD)」に関して寄せられた質問に対して欧州委員会が回答を示した文書です。CSRDに基づいて実施されるサステナビリティ報告及び同報告に対する保証業務等のテーマに関連する90個の質問について回答が示されています。

KPMG関連資料:

CSRD—Your questions answered?

米国財務会計基準審議会 (FASB)

【最終基準 (会計基準更新書 (Accounting standards update; ASU))】

1 ASU第2024-03号「損益計算書—包括利益の報告—費用の分解開示 (サブトピック220-40): 損益計算書における費用の分解」

FASBは、2024年11月に下記5種類のコスト又は費用のいずれかを含む損益計算書上の費用科目 (継続事業のみ) の金額それぞれについて、これらのコスト及び費用を表形式で分解して開示する注記を要求するASUを公表しました。本ASUは公開営利企業の年度及び期中財務諸表において適用されます。

- 棚卸資産の購入額 (purchases of inventory)
- 従業員報酬 (employee compensation)
- 減価償却費 (depreciation)
- 無形資産の償却費 (intangible asset amortization)
- 石油及びガスの生産活動において認識された減価償却費、減耗

費及び償却費 (depreciation, depletion and amortization) (もしくは他の活動における減耗費 (depletion))

さらに、既存のUSGAAPの規定により開示が要求されている特定の費用や利得及び損失についても同表形式の開示において、独立した項目として開示することが求められます。

表形式で開示される金額の合計は、それぞれの「費用科目」の損益計算書上の金額と一致する必要があります。分解して開示されることが要求されない「その他」に分類される金額については、質的な説明を行うことが求められます。

また、上記の表形式の開示に加えて、継続事業において認識された販売費 (selling expense) の合計額、及び企業による販売費の定義 (年次のみ) の開示が要求されています。

本ASUは、すべての公開営利企業に対して、2026年12月15日より後に開始する事業年度及び2027年12月15日より後に開始する期中報告期間 (その後のASU案により2027年12月15日より後に開始する事業年度の期中報告期間に修正される予定) から適用され、早期適用は認められています。企業は、適用日より後に開始する事業年度の財務諸表から将来に向かって適用するとされていますが、適用日より後に開始する事業年度の財務諸表に表示されるすべての比較期間の財務諸表について遡及適用することも認められています。

KPMG関連資料:

Defining Issues (英語)

2 ASU第2024-04号「負債: 転換権及びその他のオプション付き負債 (サブトピック470-20): 転換権付き負債性金融商品の誘因による転換」

FASBは、2024年11月に転換権付き負債性金融商品 (特に、現金転換特性付き転換社債) が当初の契約条件とは異なる転換を促進する条件に従って決済される場合に、「誘因による転換」の会計処理モデルを適用すべきかを判断するための要件を明確化するASUを公表しました。「誘因による転換 (induced conversions)」の会計処理モデルを適用できない決済は、一般的には決済に伴う損益への影響が大きくなる「負債の消滅」として会計処理されます。

本ASUでは、主に以下の事項が定められています。

- 転換権付き負債性金融商品の決済を「誘引による転換」として会計処理するためには、転換促進オファー (inducement offer) に少なくとも既存の転換条件に従って発行されるべき対価 (の形態と金額) が維持される必要があること
- 対価に現金等が含まれる場合には、対価の形態と金額が維持されているかの評価は、オファー受諾の日の企業の株式の公正価値に基づいて評価すること (売買高加重平均単価 (VWAP) の採用、削除または修正によって、自動的に「負債の消滅」として会計処理

2024年11月号

が要求されることはない)

- オファー受諾の日から遡って1年以内に転換権付き負債性金融商品について(条件が実質的に異なるとみなされない範囲で)条件変更や交換が行われていた場合、転換促進オファーの条件はオファー受諾の日の1年前に存在した転換条件と比較すること
- 現時点では転換可能ではない転換権付き負債性金融商品についても、発行日とオファー受諾の日の双方において実質的な転換特性が存在すれば、「誘因による転換」に関するガイダンスの適用が可能であること

本ASUは、2025年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中報告期間から適用されます。適用に際しては、将来に向けて適用することとされていますが、遡及適用(完全遡及アプローチ)も認められます。ただし、ASU第2020-06号による現金転換特性付き転換社債に係る改訂の適用開始日より前に発生した決済に遡及適用することはできません。そのため、早期適用はASU第2020-06号による改訂を適用している企業のみ認められています。

KPMG関連資料:

Defining Issues (英語)

【公開草案(会計基準更新書案(ASU案))】

1 ASU案「期中報告(トピック270):狭い範囲の改善」

FASBは、2024年11月にトピック270の記載が過去の改訂の積み重ねなどにより複雑となっており、各企業の状況に応じた要求事項を理解することが難しいという利害関係者からの見解を受けて、トピック270の理解しやすさを改善し、期中報告において要求される開示をより明確に示すことを意図した改訂を提案しています。

本ASU案では以下を目的とする改訂が提案されています。

- 企業がUSGAAPに基づいて採用できる期中財務諸表及び注記の様式と内容(form and content)の選択肢を明確化する
- 期中報告において要求される開示の包括的なリストを追加する(現行の期中開示を拡張又は縮小するものではない)
- (上記のリストに明記されていない事項について開示すべきか否かの判断に資することを意図して)直近の年度の報告期間の末日以降に発生した事象及び変化のうち企業に重要な影響を及ぼすものを開示するという期中報告における開示の原則を導入する

本ASU案は、適用開始日より後に発行される期中財務諸表に対して将来に向けて適用することが提案されています。なお、本ASU案に基づく改訂の発効日及び早期適用が認められるかは、本ASU案に寄せられるコメントを踏まえて決定されます。

コメントの募集期限は、2025年3月31日です。

KPMG関連資料:

Defining Issues (英語)

2 ASU案「政府補助金(トピック832):営利企業による政府補助金の会計」

FASBは、2024年11月に企業が受け取る政府補助金の認識、測定、表示に関する規定を新たに設けるASU案を公表しました。

本ASU案では、主に以下の事項を提案しています。

- 主に適用範囲と認識要件について限定的な修正を行ったうえで、国際財務報告基準(IFRS)の規定(IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」)の主要な定めを導入する
- 政府補助金を、政府から営利企業への貨幣性資産もしくは非貨幣性の有形資産の移転(交換取引を除く)と定義する(適用範囲)
- 企業が補助金の付帯条件を遵守し、補助金を受領する可能性が相当程度高い(probable)場合に補助金を認識する(認識要件)

また、本ASU案により、これまで政府援助の開示を定めていた現行のトピック832の名称が「政府援助(Government assistance)」から「政府補助金(Government grants)」に変更されます。なお、現行の開示規定は維持されます。

本ASU案は、適用日時点ですべての補助金収入が認識されていない政府補助金もしくは適用日より後に取り決められた補助金に対する将来に向けての適用と遡及適用(完全遡及アプローチ)をどちらも認めることが提案されています。なお、本ASU案に基づく改訂の適用開始日及び早期適用が認められるかは、本ASU案に寄せられるコメントを踏まえて決定されます。

コメントの募集期限は、2025年3月31日です。

KPMG関連資料:

Defining Issues (英語)

企業会計基準委員会 (ASBJ)、 日本公認会計士協会 (JICPA) 及びサステナビリティ基準委員会 (SSBJ)

今月、特にお知らせする事項はありません。

東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

金融庁

【改正案】

1 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について

2024年12月24日、金融庁は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」(以下「本改正案」という。)等を公表し、パブリックコメントの募集を開始しました。本改正案では、企業会計基準委員会より、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が公表されたことを受け、表示や注記事項等について、所要の改正を行うことが提案されています。本改正案は公布の日から施行される予定ですが、改正後の規定は、2027年4月1日以後に開始する連結会計年度等(連結会計年度又は中間連結会計期間)に係る連結財務諸表又は第1種中間連結財務諸表若しくは第2種中間連結財務諸表及び事業年度等(事業年度又は中間会計期間)に係る財務諸表又は第1種中間財務諸表若しくは第2種中間財務諸表に適用され、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表等及び事業年度等に係る財務諸表等については、なお従前の例によるとされています。

コメントの募集は2025年1月24日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説(2025年1月8日)

2 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について

2024年12月27日、金融庁は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表し、パブリックコメントの募集を開始しました。

本改正案では、企業会計基準委員会(ASBJ)より公表されている企業会計基準公開草案第82号(企業会計基準第27号の改正案)「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)」等の内容を受けて、特別法人事業税について、事業税(所得割)と同様の取扱いとすることが提案されています。

ASBJにおける上記の公開草案の結果を踏まえ公表される企業会計基準「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用日を踏まえて、財務諸表等規則等が施行される予定です。コメントの募集は2025年1月27日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説(2025年1月9日)

【Information】

1 「記述情報の開示の好事例集2024(第2弾・第3弾)」の公表(サステナビリティに関する考え方及び取組の開示②・③)

2023年1月に改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されました。金融庁では本改正を踏まえ、どのような開示が投資判断にとって有益と考えられるのかについて、昨年に引き続き、投資家・アナリスト・有識者及び企業を構成員とする勉強会を開催し、検討を行っています。

2024年12月に公表された事例集では、サステナビリティに関する考え方及び取組の開示のうち、気候変動関連等(第2弾)、人的資本、多様性及び人権(第3弾)に関して議論された内容を踏まえて、具体的な事例とともに「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」及び「好事例として取り上げた企業の主な取組み」を掲載しています。

2 「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」の設置

金融庁は2024年12月17日、有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会(会議は非公開)の設置を

2024年12月号

公表しました。

本研究会は、2024年4月に岸田総理大臣(当時)からの、企業と投資家の一層の対話の促進に向けて、より多くの企業において有価証券報告書の定時株主総会前の開示(以下「総会前開示」という。)がされるよう、環境整備について金融庁を中心とした検討を進める旨の発言を受け、設置されたものです。

その上で、本研究会では、コーポレートガバナンスの実質化及び企業と投資家の対話の促進の観点から、総会前開示に向けた環境整備について検討・推進するために、総会前開示に係る課題及び具体的な施策について実務的な検討を行うことが予定されています。

法務省

【意見募集】

① 「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集

法務省は、2024年12月6日、企業会計基準委員会による実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表等を受けて、「会社計算規則の一部を改正する省令案」(以下「省令案」という。)に関する意見募集を開始しました。本省令案では、主に国際最低課税額に対する法人税等の損益計算書及び注記表の取扱いに関する改正が提案されています。

本省令案については、公布の日から施行し、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用する予定とされています。

なお、意見募集は2025年1月17日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説(2024年12月11日)

国際会計基準審議会(IASB)、IFRS解釈指針委員会(委員会)及び国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)

【最終基準】

① 「自然依存電力を参照する契約—IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂」

IASBは、2024年12月に自然依存電力を参照する契約の会計処理に関する実務上の課題に対応するため、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品:開示」の改訂を公表しました。

本改訂の適用範囲は、自然依存電力を参照する契約に限定され、その他の契約等に類推適用することは禁止されています。また、自然依存電力を参照する契約とは、発電の源泉が天候等の制御不能な自然条件に依存するため、基礎となる電力量の変動リスクに企業が晒される契約をいいます。

自然依存電力の購入者は、電力を利用できないタイミングで電力を購入せざるを得ないリスクに晒されています。また、対象の電力が取引されている電力市場のデザイン及び運用上の理由から、企業が使用されなかった電力を一定期間内で売却することを回避する実際上の能力を有さないケースもあります。本改訂では、そのような状況での電力の売却は、「自己使用」の例外の要求事項の適用にあたり、企業が純額では電力の買手であること等の一定の条件を満たす場合には、ヘッジ会計の適用要件(契約が電力の購入者である企業の予想される使用の必要に従って締結され、保有されていること)と必ずしも不整合を生じるものではない旨が明確化されています。

また、自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段として電力の予定取引のヘッジを行う場合、ヘッジ手段が参照する発電設備から供給されると予想される変動電力量と一致する変動電力量の名目量をヘッジ対象として指定することが認められました。

本改訂は2026年1月1日以後開始する事業年度より適用されますが、本改訂の公表日以後開始する報告期間より早期適用することも認められます。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説(2025年1月8日)

米国財務会計基準審議会 (FASB)

【公開草案(会計基準更新書案(ASU案))】

1

ASU案「環境クレジット及び環境クレジット債務(トピック818)」

FASBは、2024年12月に企業が購入・受領または生成して保有する環境クレジット、並びに環境クレジットによって決済可能な環境クレジット債務に適用されるASU案を公表しました。

本ASU案における主な提案内容は、以下のとおりです。

- 本ASU案の適用対象となる「環境クレジット」及び「環境クレジット債務」について、主に以下のように定義する。
 - 環境クレジット: 排出、または交換取引によって別個に移転可能な他の汚染を防止、管理、削減または除去するための強制力がある権利をいう。
 - 環境クレジット負債: 排出、または環境クレジットによって決済することが要求される(または、要求されうる)他の汚染を防止、管理、削減または除去するための規制対応のコンプライアンスプログラムから生じる強制力がある債務をいう。
- 環境クレジットについて、
 - 環境クレジット債務の決済において使用される、または交換取引において譲渡される可能性が相当程度高い(probable)環境クレジットは、原則として取得原価で資産として認識する一方、それ以外の環境クレジットは発生時に費用処理する。
 - 資産として認識された環境クレジットは、環境クレジット債務の決済に使用される可能性が相当程度高い(probable)か否かにより、規制対応の環境クレジット(compliance environmental credit)と非規制対応の環境クレジット(noncompliance environmental credit)に分類され、それぞれ以下のように事後測定する。
 - ・ 規制対応の環境クレジット: 取得価額で事後測定し、再測定は行わない。そのため、報告期間ごとの減損テストは要求されない。
 - ・ 非規制対応の環境クレジット: 取得価額から減損損失を控除した金額で事後測定し、各報告期間末における公正価値との比較による減損テストが要求される。なお、一部の非規制対応クレジットには公正価値(事後の変動は純損益で表示)で事後測定する会計方針を選択できる。
- 環境クレジット債務について、
 - 各報告日以前に発生した事象(温室効果ガスの排出等)が環境クレジット債務を生じさせる場合に認識することが要求される。そのため、企業の自発的な環境対応への取組みや数値目標は環境クレジット債務を生じさせない。

- 負債として計上された環境クレジット債務は、企業が保有し報告日時点において債務の決済に使用することが見込まれる規制対応環境クレジット(資産)の帳簿価額により当初及び事後測定される。企業が債務に対応する十分な規制対応の環境クレジットを保有していない場合、不足部分については、当初及び事後において、報告日時点における不足部分を決済するのに必要となる環境クレジットの公正価値によりされる。
- 環境クレジットと環境クレジット債務のそれぞれについて、
 - 期中報告期間及び年度報告期間において、定量的及び定性的な情報を開示する。

本ASU案に基づく改訂は、遡及適用し、累積的影響額を利益剰余金(もしくは適切な資本・純資産の項目)の適用開始年度の期首残高を通じて調整することが提案されています。本ASU案に基づく改訂の発効日は本ASU案に寄せられるコメントを踏まえて決定されます。早期適用を認めることも併せて提案されています。コメントの募集期限は、2025年4月15日です。

KPMG関連資料:
Defining Issues (英語)

2025年1月号

企業会計基準委員会 (ASBJ)、 日本公認会計士協会 (JICPA) 及びサステナビリティ基準委員会 (SSBJ)

今月、特にお知らせする事項はありません。

東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

金融庁

【改正】

① 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について(政策保有株式の開示関係)

2025年1月31日、金融庁は、政策保有株式の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等を公表しました。
本改正によって、当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式(当事業年度末において保有しているものに限り)について開示すべき項目が定められるとともに、従前のパブリックコメントの回答内容等を踏まえ、「純投資目的」の考え方(定義)が開示ガイドラインで明示されました。
本改正に係る内閣府令は2025年1月31日付で公布・施行されており、本改正に伴う開示ガイドラインも同日より適用されています。改正後の規定は、2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書及び有価証券届出書から適用されますので、2025年3月期の有価証券報告書から改正後の規定に基づく開示が必要となる点にご留意ください。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説(2025年2月4日)

【改正案】

① 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の改正について

2025年1月6日、金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(平成21年金融庁告示第69号)の一部を改正する件」の改正案を公表し、パブリックコメントの募集を開始しました。
本改正案では、国際会計基準審議会が2024年12月31日までに公表した国際会計基準を、連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準とすることが提案されており、公布の日から適用される予定です。
コメントの募集は2025年2月4日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説(2025年1月9日)

法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会 (IASB)、 IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準 審議会 (ISSB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

米国財務会計基準審議会 (FASB)

【公開草案 (会計基準更新書案 (ASU案))】

1 ASU案「ASCの改善 (Codification Improvements)」

FASBは、2025年1月に、実務に重要な影響がないと見込まれる範囲の限定的な改善を会計基準編纂書 (ASC) に行う継続的なプロジェクトの一環として、幅広いトピックの改訂 (明確化、間違いの修正又は軽微な改善) を提案するASU案を公表しました。本ASU案では、特に継続事業から損失が生じている状況ではその希薄化効果が明確でなかった株式又は現金による決済が可能で資産又は負債として認識された契約 (例: 売建コールオプション) に関する希薄化後1株当たり利益の計算について明確化を行うトピック260「1株当たり利益」の改訂、トピック606「顧客との契約に戻づく収益」に基づいて企業が財・サービスを顧客に移転する前に認識される対価を受け取る無条件の権利 (債権) の譲渡は金融資産の譲渡であることを明確化するトピック860-10「譲渡及びサービシングー全般」の改訂を含む34の提案が行われています。

上記のトピック260の改訂については、表示されるそれぞれの報告期間について遡及適用することが提案されています。本ASU案に基づくその他の改訂は、以下のいずれかの方法により適用することが提案されています。

- 適用開始日以降の取引から将来に向けて適用
 - 表示されるもっとも早い比較期間の期首まで遡及適用
- ※累積的影響額を表示される最も早い比較期間の期首の利益剰余金 (もしくは他の適切な資本・純資産の項目) を通じて調整コメントの募集期限は、2025年4月22日です。

¹ SSBJ「期間調整を行う場合の合理的な方法の例(案)」:
https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/2024ed02_03.pdf

関連情報

多くの企業に影響する最新の会計・開示情報を、専門家がわかりやすく解説します。

home.kpmg/jp/act-ist

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

日本基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/j-gaap.html>

IFRS 会計基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/ifrs.html>

修正国際基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/jmis.html>

米国基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/us-gaap.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
井口 崇

✉ azsa-accounting@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

kpmg.com/jp

本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。